

平成26年8月5日

第63回 神戸市個人情報保護審議会

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種
化に伴う電子計算機処理について

(保健福祉局)

神保障更第208号
平成26年8月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
身体障害者手帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
身体障害者手帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

既に答申済みの①に加え、②の方についての下記情報

- ① 当該年度に70歳以上となる者で、心臓・呼吸器・じん臓・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害で身体障害者手帳1～4級を有する者
- ② 予防接種法に基づき障害を有する者として定期予防接種の対象となる者※

【身体障害者手帳情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号

※平成26年10月1日時点では、60～64歳となる者で、心臓・呼吸器・じん臓の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級を有する者

神保高介第2069号

平成26年8月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜 章



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
介護保険被保険者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 保健福祉局高齢福祉部介護保険課

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
介護保険被保険者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

B類定期予防接種[※]の対象であり、かつ、介護保険料第1～4段階である者についての下
記の情報

【介護保険被保険者情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号

※従前は高齢者インフルエンザワクチン、平成26年10月1日より高齢者肺炎球菌ワクチンが追加



神戸市参区第878号
平成26年8月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
住民基本台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 市民参画推進局参画推進部区政振興課

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
住民基本台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

予防接種法に基づき年齢の指定により高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の対象となる者*についての下記情報

【住民基本台帳情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名（アルファベット氏名・通称名を含む）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号
- ・区コード
- ・送付コード

※ 平成26年10月1日時点では、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上となるもの。

神保健予第1015号

平成26年8月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当 保健福祉局健康部予防衛生課

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種への移行に伴う
電子計算機処理について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理する個人情報】

- ・ 助成券発行日
- ・ カナ氏名
- ・ 漢字氏名 (アルファベット氏名・通称名を含む※)
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 助成券再発行日
- ・ 助成券差し戻し日
- ・ 還付申請日
- ・ 接種日
- ・ 医療機関名
- ・ 接種費用請求年月日
- ・ 住民基本台帳個人番号
- ・ 通知発送日※
- ・ 通知再発送日※
- ・ 区コード※
- ・ 送付コード※

※は定期接種化に伴う今回新規項目

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う
電子計算機処理について

1 趣旨

高齢者肺炎球菌ワクチン*予防接種は、これまで神戸市単独事業として接種費用の一部助成を行ってきたが、平成26年10月より法定化され、予防接種法に基づく定期予防接種（B類）に位置づけられることとなった。これに伴う接種対象要件の変更等に対応するため、電子計算機処理により対象者及び接種履歴の管理を行う高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳に係る電子計算機処理の仕様を一部変更する。

※神戸市の独自助成事業では成人用肺炎球菌ワクチンとしていたが、厚生労働省の表現に沿って、高齢者肺炎球菌ワクチンの記述とする。

2 実施概要

- (1) 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種は、平成26年度（10月）から平成30年度の間は経過措置による実施となるが、対象要件が複雑であるため、対象者に個別に案内を送付することとしている。

【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象者の要件】

任意接種に対する神戸市独自助成の対象者

- ・当該年度に70歳以上の方で内部障害による身体障害者手帳1～4級の方
内部障害：心臓、呼吸器、じん臓、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓の機能障害または、ヒ免疫不全型ウイルスにより免疫機能に社会での日常生活活動が著しく制限される程度以上の障害

定期予防接種の対象者（H26～30年度の経過措置期間中）

- ア) 当該年度に65歳以上の5歳刻み年齢の方及び100歳以上の方
- イ) 60～64歳の方で内部障害による身体障害者手帳1級の方

(H31年度以降)

- ア) 65歳の方
- イ) 60～64歳の方で内部障害による身体障害者手帳1級の方

内部障害：心臓、呼吸器、じん臓の機能障害または、ヒ免疫不全型ウイルスにより免疫機能に社会での日常生活活動が著しく制限される程度以上の障害

上記経過措置へ対応するため、住民基本台帳より新たに対象者ア) のデータ提供を受ける。また、福祉情報システムから新たに対象者イ) に係る身体障害者手帳データの提供を受け、両者を合わせた対象者名簿を表計算ソフトを用いた電子計算機処理により作成し、対象者への通知を行う。（通知発送作業は外注の予定）

(2) B類の定期予防接種（既にB類である高齢者インフルエンザを含む）については、原則として接種費用の一部の自己負担が生じるが、予防接種法第28条に基づき、低所得者（生活保護世帯および市民税非課税世帯）は接種費用が無料となる。そのため、介護保険料第1～4段階の該当者情報について紙台帳による提供を受け、窓口で無料接種券を発行する際の要件確認に使用する。

(3) 対象者が医療機関で接種を受けた後、医療機関より市へ提出される接種情報に基づき高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳への接種履歴の入力・管理を行う。

なお、現在、総合的な予防接種台帳新システムの構築を平成27年度稼働に向け検討しており、今回の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳についても、新台帳システムへの統合・一括管理を予定している。

3 効果

(1) 定期接種の対象者へ直接、案内を送付することで、よりきめ細かな情報提供が可能となり、区役所や医療機関等での問い合わせ・相談対応等業務に係る負担低減を図ることができる。

(2) これまでの任意接種と併せて定期接種の履歴管理を行うことで、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種後5年以内の再接種に起因する健康被害を防止し、より安全な接種管理を行うことができる。

(3) あらかじめ無料接種対象者リストを入手しておくことで、窓口における無料接種券発行事務の円滑化を図ることができる。

4 実施計画

～平成26年8月	システムの開発完了
平成26年9月	接種対象者へ通知書を送付
" 10月	定期予防接種開始、接種無料対象者台帳作成
" 11月～	接種履歴入力

(平成27年4月以降、総合的な予防接種新台帳システムにデータ統合の予定)

5 処理件数

平成26年度定期予防接種対象：約10万人

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 当該システムの端末機の操作にあたっては、個人IDによる認証、暗証番号の設定

を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

- イ 各システムにおける個人情報のデータについては、各端末機に保存しない。福祉情報システムのデータについては、入退室管理用IDカードにより入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。介護保険料第1～4段階の該当者データについては、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。予防接種台帳のデータについては、PC統合管理システムの共用ハードディスクにパスワードを設定したうえで一括管理する。

また、各システムに係るバックアップデータについては、暗号化又はパスワードを設定したうえでデータ記録媒体(CD-R)に格納し、当該媒体は厳重に保管庫等に施錠保管する。

- ウ 当該システムの端末機には、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入したPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義を更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ア 共用ハードディスクは、部外者の立ち入らない事務室に施錠して設置する。
- イ 端末機を利用する際の暗証番号は定期的に変更する。
- ウ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 外部委託に係る情報の保護

本事業において、接種対象者への通知作業に係る外部委託にあたっては、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。

【システム概念図】

